

長崎市告示第422号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月1日

長崎市長 鈴木史朗

	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	サービスの種類
1	社会医療法人 健友会	グループホーム星取 長崎市星取2丁目2番43号	令和8年 5月31日	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護